

第 5 5 回議会運営委員会記録

令和 7 年 7 月 1 8 日

【開催日】 令和7年7月18日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午後0時22分

【出席委員】

委員長	宮本政志	委員	伊場勇
委員	大井淳一朗	委員	笹木慶之

【欠席委員】

副委員長	中岡英二		
------	------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	森山喜久		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 服装の自由化について
- 2 議会運営に関する陳情書
- 3 その他

午前9時30分 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから、第55回議会運営委員会を開催いたします。本日、中岡副委員長は公務のため欠席でございます。それから、委員外議員として森山議員が出席を要望されていますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）森山議員、どうぞ御着席ください。

(森山喜久議員 着席)

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の1点目に入ります。服装の自由化についてです。現在、試行的に委員会の服装の自由化を実施しております。今後、服装の自由化についてどうしていくかということ为本日の議会運営委員会で決めたいと思いますので、各会派からこれまでの服装の自由化を精査した上での今後の方向性の御意見等を頂けたらと思います。

伊場勇委員 服装の自由化が試行されている現状の確認をさせていただきたいです。委員会室等での会議等については服装の自由化を行っていると思います。議場での会議等の服装について、今の取決めはどういう状況になっているか、確認します。

宮本政志委員長 事務局、これは本会議場云々という場所ではなくて、試行的に委員会で服装の自由化をしましょうということだったと思うんですけど、どうですか。

中村議会事務局次長 委員長がおっしゃるとおりの認識でいます。

伊場勇委員 議場では、本会議のほかに委員会や全員協議会が行われるときもあると思いますので、それについては、今、皆さんは正装で来られているんじゃないかと。一般会計予算決算常任委員会の全体会なども委員会に含まれるのであれば、議場であれ服装は自由化して、何か縛る必要はないのかなと思います。議場で行われる本会議については、議長が招集するものでございまして、採決等々がございますので、本会議は従来どおりクールビズを適用した正装ということによろしいかなと思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員から、一般会計予算決算常任委員会は委員会ですけど本会議場で開催されていると。そして、全員協議会の件も出まし

た。服装の自由化に当たっては、委員外議員の吉永議員から、一般会計予算決算常任委員会は本会議場で行うが、本会議場での服装は自由化せずに正装のほうがいいと思うという御意見が確かに出ております。その影響かどうか分かりませんが、一般会計予算決算常任委員会のときに私服だった記憶はないな。私服で来ていたのは伊場委員だけだったかな。その点も踏まえて、ほかの会派の方、御意見等はございませんか。

大井淳一郎委員　かつて委員外議員から、議場では服装の自由化は云々という意見があったものですから、会派で方針を出したわけではないんですが、私個人とすれば、議場ではカッターシャツ、冬だったらスーツ、上着を着るという対応をしていたと思います。ですから、場所によってという分け方でした。委員会室では今のような格好で、議場では、全員協議会や一般会計全体会も含めて、正装、平服を着ていたという認識です。

宮本政志委員長　大井委員はその認識の下で行っていたと。みらい21としては場所を含めた結論を出しているのですか。

大井淳一郎委員　私は、場所というよりは、委員会と本会議で分ける、つまり委員会等々で分けると。だから、委員会は全体会も含めて自由化でもいいと思っています。全員協議会もそうですね。本会議は、いきなり全部自由化というのが難しいのであれば平服の形がいいのかな。今、伊場委員が言われたとおりです。

笹木慶之委員　いろいろな議論をしたわけですが、先ほど話があったように、原則的にはやっぱりできるだけ身繕いをして、それなりの格好をして出ることが前提だと思うんですよ。ですが、その中に自由化という問題は当然入ってきますので、自由化についてはいろいろな形で考慮しながら、委員会がうまくいくような雰囲気をつくるということを含めてある程度検討していいのではないかと思います。先ほどあった委員会の中で、予算の関係を議場で行うというものがありますが、これについて

は委員会で同じような形ですから、それなりの配慮をしてもいいんじゃないかと。ただ、本会議については、それはそれとして受け止めざるを得ない。もう1点申し上げておきたいのは、あくまで自由化というのは服装を整えることが原則であって、何でもかんでも自由化ということではないんじゃないかなと。だから、もちろん内容のある、意味のある委員会がスムーズに行えるような雰囲気をつくるのが服装の目的ではないかということで、私たちの会派の中でそういう議論をしました。

宮本政志委員長　そもそも、服装の自由化をしようという議論の発端は、市民の皆さんと距離を縮めていくには委員会でいろいろな意味で服装の自由化が必要だと、あるいは、自由闊達な議論を進めていくのに、まずは委員会から服装の自由化をしたらどうかというところから始まったんです。しかし、みらい21、至誠一心会としては、場所の問題ではないと。だから、委員会は一般会計全体会など本会議場で行う委員会も含めて自由化と。ただ、本会議に関しては正装と言われたんです。伊場委員、いかがですか。

伊場勇委員　二つの会派が言われことに賛同いたします。一番大事なのは効果がどうだったかということで、今は試行なのでそこも必要かなと思うんです。効果としては雰囲気がやはり変わりましたし、自由闊達な意見がより出てくるようになったなということは、私も常任委員長として感じるところなので、これはぜひ継続していくべきと考えています。

宮本政志委員長　伊場委員から服装の自由化の効果がどうだったかというお話がありました。大井委員、どうですか。みらい21では、服装の自由化について何か効果という意見はありましたか。

大井淳一郎委員　特に会派で効果に着目した意見はなかったんですが、従来から言われているような形で、市民により身近になったというか、自由闊達な議論が行われるようになったということとは言えるのではないかと思います。

っています。

宮本政志委員長 笹木委員、効果はいかがですか。

笹木慶之委員 効果というのはなかなか難しい問題があります。ただ、先ほどお話をしましたように、もともとの服装というのはやっぱり原則的なものがあって、簡素にして的確な委員会運営をするためのものであって、そのためのものではないと。だから、それが結果的にそういうものに反映されておれば、それはそれとしていいんじゃないかと思います。あまり堅苦しく考えるのではなく、自由ということはある意味で言えばどんな服装をしても全然問題ないわけだけど、おおよそお互いが理解できるような形のほうがいいのではないかなということです。

宮本政志委員長 皆さんの御意見をお聞きすると、委員会に関しては引き続き服装を自由化していいんじゃないかと。ただ、本会議に関しては正装でいいんじゃないかっていう御意見です。なぜ本会議は正装であるべきなのか、意見が少し薄かったような気がします。単に本会議は正装のほうがいいという意見ではなく、それはなぜかということをお聞かせいただければと思います。今後、本会議に関しても自由化していいんじゃないかという方向性が出るかもしれません。なぜ本会議は正装なのか、その辺りについて会派で議論はありましたか。

笹木慶之委員 議場の在り方というのは、市民を代表する議員が議決する場所なんですよ。皆さん方も御存じと思いますが、そこには市旗を掲げている。やっぱりそれはそれとしての反映がある。それから、国旗もそれなりの形で掲げておられる。それはやっぱり厳粛な場であると受け止めて、そのような対応のほうがいいんじゃないかという思いです。だから、そのような形でやると。ただ、委員会についてはそこまで求めておらず、むしろ、それよりは自由闊達な意見をお互い交わすことによって、もっと円滑に委員会運営ができるほうがよりいいということで、その形でい

いんじゃないかなという意見を申し上げたわけです。

伊場勇委員 笹木委員がおっしゃったように、議場は少し性質が違うといえますか、笹木委員は厳粛という言葉を使われましたけども、そういったところはあろうかと思います。最終的な決定は全て議場で行われるわけですから。そのために議場は神聖な場ともよく言われますけども、厳粛な判断が必要となると。それについては、判断の重さ等も鑑みて、今試行的に自由化していますけども、今のところは正装で判断すべきであると考えます。

宮本政志委員長 笹木委員と伊場委員が言われたことで、少し矛盾が出てくることがあります。国旗と市旗のことをおっしゃるのであれば、一般会計予算決算常任委員会全体会は本会議場で行うので、場所は議場です。笹木委員は、本会議というのには議決を行う厳粛な場ということと言われたので、少しそこは伊場委員の意見とは違うんだけど、国旗、市旗のことなど本会議場の場所を神聖な場と位置づけてしまうと、予算決算常任委員会は委員会だけど私服は駄目だという結論に行かないといけなくなると思うんです。

笹木慶之委員 予算決算常任委員会は議決の場じゃないですよ。委員会審査や報告をするところです。

宮本政志委員長 だから、場所のことを言っているんじゃないということですね。

笹木慶之委員 議決は議場なんですよね。だから、やっぱりそれについては、厳粛に受け止めて処理するべきじゃないかということです。

宮本政志委員長 だから、市旗とか国旗とかの件が出ると場所につながるし、掲げてある——本市議会は掲げていたかな。これはまた今後やっ

ていけないといけないですけど、それも踏まえて本会議はやはり厳粛な場であり、議決も伴うし、私服よりも従来どおりの正装でいこうじゃないかと。委員会は、一般会計全体会も含めて、たとえ本会議場であつても委員会は自由化してこのままで行きましようというのが3会派の御意見ですね。だから、本会議と委員会、どういうふうに議論を深めて、それぞれ会派の結論が出たかということを少し深くお聞きしたいです。

大井淳一郎委員 繰り返しになるところもあるんですが、本会議と委員会はそのような違いがあると思います。厳密に言えば、委員会にも採決はあるんですけども、これは最終的な決定ではないので本会議とは区別ができと思っています。ですので、本会議では従来どおり平服で、委員会ではある程度柔軟性を持たせるという方向が、全体会も含めてよろしいのではないかと思います。また、全協におきましても、どちらかという議員全体への連絡だったり、行政からの重大な報告だったりといったものが主な案件であり、議決をする場ではないので、本会議場ではありませんけれども、自由化をしてもいいのではないかと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から全員協議会のことが出ました。委員会と全員協議会は分けて議論しようと思ったんですけど、言っていたので、議論に入って決めたいと思います。委員会での服装の自由化については、3会派とも同じ結論です。全員協議会については、みらい21はもう結論を出されましたが、創政会と至誠一心会はどうか。

伊場勇委員 全員協議会の服装も自由化していいと思います。なので、本会議を除く委員会等は全て自由化で問題ないかと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、至誠一心会は全員協議会の服装についていかがですか。

笹木慶之委員 自由化でいいと思います。むしろ、そこで言いたいことは議運

なんですよ。議会運営委員会は何かというと、議会の運営に対して議長がそういう方向性を決めるという重要な案件を持っているわけです。だから、議会運営委員会はやはり正装が必要だろうと思うんです。普通はそうなるべきだろうと思います。加えて協議してもらいたいと思います。

宮本政志委員長　そうしますと、本会議場で行う一般会計予算決算常任委員会も委員会ですから、服装の自由化を行うと。全員協議会も服装の自由化でいいんじゃないかと。ここまでは3会派とも一致していると。ただ、笹木委員から、議会運営委員会は議長の諮問機関ですし、3常任委員会や特別委員会とは性質が違いますので、——委員会条例や会議規則等では別々にはなっていませんけども、至誠一心会としては議会運営委員会では正装したほうがいいんじゃないかと。この御意見に対して、ほかの委員の皆さん、いかがですか。

大井淳一郎委員　議会運営委員会は、常任委員会とは違うものだという認識はあります。ただ、あまり権威づけするのもどうかと思います。何よりも、議会運営委員会は服装の自由化を呼びかけている立場です。そこが正装して、ほかの委員会は自由化にしましょうということでは運び方としてはどうかと思いました。

伊場勇委員　笹木委員の意見も参考にしたいと思いますが、今のところは、議会運営委員会も委員会として、今は試行的という言葉を使っておりますが、本格的に自由化してより活発な意見を出していきたいという考えです。

大井淳一郎委員　これはそもそも論なんですけども、服装の自由化については、会議規則で品位のことが定められていますので、そういうことは守りつつ服装にもう少し柔軟性を持たせるという意味です。カッターシャツを着てはいけないという意味ではありません。私も場合によってはカッターを着ることがありますので、その辺を皆さんで認識すると。カッター

シャツを着るなという意味ではないということです。そもそも論ですけど、付言させていただきます。

宮本政志委員長 笹木委員、いかがですか。先ほど大井委員が言われたことが中心になってくるかなと思います。議長から、服装の自由化を議論してくださいと諮問がありました。それが始まりで、委員会で自由化しようということで試行していると。そして、服装を自由化しようとして決めて、議会運営委員会は3常任委員会や特別委員会とは違うので正装しようという方向に行くと、差別化、権威づけになるという懸念があり、議会運営委員会も委員会なので自由化でいいんじゃないんですかというのが大井委員の意見です。笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 最初に申し上げたのは、自由化ということは自由なんです。私服を着なさいということではない。どんな格好をしてもいい。しかし、それなりのものが求められている場をつくろうということは、やっぱり議員として大事なことだと思います。だから、その中で、例えば議会運営委員会では議論して方向性を決めますが、最終的には議運決定事項として、議会の中でよろしいですかという結論を出すわけです。だから、そのぐらいの分別をできるようにすべきじゃないかなと。もちろん窮屈なものをするということじゃなくて。皆さん方も当然それに近い服装をすると思うんですよね。だから、それはああしろ、こうしろというんじゃないくて、お互いが考えてその場をつくって、しかしその目的に沿ったような対応をしっかりとしてほしいという意味合いです。だから、ああしろ、こうしろという意味ではない。ただ、関連としてやっぱり出てくる問題です。当然、それは議長も出席した方向性の中で決めるわけですから、それはそれとして認識すべき事項じゃないかと思います。

宮本政志委員長 今、笹木委員の御意見としたり、別段、議運の委員は正装しなさいと断言したものじゃないと。これは大井委員の意見を尊重されたと思います。ただ、議運だけじゃなくて、本会議場であれ委員会であれ、

あまりにも派手というか華美過ぎるというか、会議規則に帽子とかつえとかは駄目だとありますけど、それ以外のことであまりにもこの服装はどうかのかというときは、本会議に関しては議長に、委員会に関しては委員長がその都度判断されます。今の笹木委員の意見は、分かっているようで、でも重要な点もございます。全員協議会で報告するかどうか議長と相談します。笹木委員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、議運としては、委員会は引き続き服装を自由化し、全員協議会でも自由化しましょうと。本会議に関しては、自由化せずに正装という位置づけでよろしいですか。

大井淳一郎委員 委員長が言われたことで確認したいんですけど、「引き続き」とは、今の試行期間が続くという意味でしょうか。それとも、試行期間は終わって、引き続きという意図でしょうか。

宮本政志委員長 言葉がいけなかったですね。御指摘いただきありがとうございます。引き続きとは、試行を引き続きとも取れますね。そうではなく、委員会、全員協議会に関しては服装を自由化し、本会議に関しては正装ということを議運決定事項にしたいと思いますが、いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）大井委員、よろしいですか。

大井淳一郎委員 もう試行的ではなくてやっていきましょうと。本会議は特に自由化と言っていなかったですが、表現的にはそういう感じでいいんじゃないですかね。

宮本政志委員長 本会議に関しては、議論していますが自由化ということは入っていませんでしたので、本会議は従来どおりになりますよね。

高松秀樹議長 今から本格実施に入ることですね。そうしたら、再度この場で、なぜ本会議以外を服装の自由化にするのかとその根本理由を明確にし、共通認識する必要があると思いますが、いいですか。

宮本政志委員長 委員会と全協について、なぜ服装の自由化を最終的に決めるかということですか。（発言する者あり）冒頭で言いましたように、そもそもこの服装の自由化をやっていきこうっていう議論に入るときに、なぜ服装の自由化が必要かっていうところから入っていています。それを本会議、全協、委員会でどうなんだっていうところも議論に入って、結論としたら全協、委員会は自由化で、本会議は自由化すべきじゃないという結論が出てきているわけですけど、議長が言われるように、共通認識として、そもそも全協、委員会は、服装の自由化でいいんじゃないかと。全て私が言うのもどうかと思いますので、皆様、いかがですか。

笹木慶之委員 共通認識を持っていらっしゃると思うんだけど。先ほど私は申し上げたと思いますが、あくまで議場というのは議決の場なんですよ。

宮本政志委員長 議場というか本会議ですね。

笹木慶之委員 本会議は協議の場ではないわけ。議決をする場というのは議場なんですよ。

宮本政志委員長 本会議云々じゃなくて、なぜ委員会と全員協議会は、服装の自由化を決めたんだということを明確に共通認識するためにと議長が言われたので、そこなんですよ。

笹木慶之委員 だから、その逆説なんです。委員会というのは自由闊達な意見を交わしながら方向性を求めると。そういうことが出てくれば、最終的には議決というものにつながってくるわけですから。しかし、そこまでは縛りをかけないと。お互いがある程度自由化をしながらやって、自由闊達な意見をしながら、そして方向性を決めるときには議場で決めるという、その手前の段階は委員会だということです。

伊場勇委員 本会議についても、自由闊達な意見が必要なところ、例えば質疑などがあると思うので、それはあってもいいと思います。ただ、本会議については、最終的に議決という重い判断をしなければならず、厳粛な場であると。なので、本会議については正装で臨むべきだという考えであるわけです。なので、自由闊達な意見というのは、もちろん委員会でも本会議場でも質疑等々できる場でもございますので、そこについては自由闊達な意見というのは同等なんだと思いますが、本会議で正装である意味は、重たい議決を行う本会議っていう位置づけがあるからこそ正装でいるべきじゃないかというところです。笹木委員は、委員会は自由闊達な意見が必要で、本会議はそういう場ではないと取れるような言い方をされました。多分そういう意図じゃないと思うんですけど、そこを整理して言わせていただきました。

宮本政志委員長 ちょっと分かりにくいですけど。だって服装の自由化って市民の方との距離感の関係とか自由闊達な議論がもっとしやすくするために服装自由化したらどうかなんだけど、本会議のときに、だから服装の自由化を神聖とか厳粛な場とか重い議決とかをねっていうように笹木委員は言われた。その論点に気をつけないと、本会議場でも私服にしてもっと自由に闊達な議論ができるように。あるいは、市民の距離を近づけるのなら傍聴も本会議にはあるわけですから、議論を間違うと、なぜ本会議は服装自由化したらいけないのかっていう変な方向に行きますよね。だから、その辺りを議長が言われたと思うんですよね。なぜ委員会と全協を自由化でっていうその共通認識を持つための論点整理ですね。

森山喜久議員 令和6年6月7日の全員協議会において第25回議運決定事項で服装の自由化について報告されています。読み上げます。「格式張らない服装での会議等への出席を認めることで、より自由闊達な議論を行い、また議会が市民にとってより親しみやすいものとなるために、服装の自由化を推進することとした。6月定例会においては、委員会中心主義の観点から、より自由闊達な議論が求められる委員会において、議員

の服装の自由化を試行することとした。ただし、市議会会議規則 152 条に規定する携行品の類いの取扱いについては従来どおりである。」ということで、委員会中心主義の観点から自由闊達な議論が求められる委員会で議員の服装の自由化を試行することとしたということを、今回は本格実施にすることによって確認できたのかなと思っていますが、どうでしょうかね。

宮本政志委員長 だから、試行をやめて、そういうふうにもう決めますよという流れなんです。委員会と全員協議会に関しては、自由化にするという共通認識があります。しかし、自由闊達な議論云々を前提にすると、本会議は何が違うのかとなる。その辺りを踏まえて御意見を頂きたい。共通認識を持つために、どういう位置づけがいいかということです。

伊場勇委員 服装の自由化については、市民からより身近に感じてもらうこと、そして、委員会中心主義の本市議会において、より自由闊達な意見が出る場をつくりたいということ。そして、今、世間ではビジネスシーンがいろいろと変わっていて、私服で会社に出勤するなどの社会情勢も踏まえて議論しています。試行的にこの 1 年間やってきて、より自由闊達な意見が出て、雰囲気も柔らかくなってきたということは、いい成果が出ていると思います。それを今後は全員協議会も含めて委員会等でされたいと思います。ただ、例外として本会議においては——もちろん本会議においても自由闊達な質疑や討論が必要な場ではありますが、重たい議決を行う場、厳粛な場というところがございますので、そこについては、服装は自由ではなく、正装で臨むべきだと思います。これについては、また皆さんで再認識して決定した上で、議員全員にお知らせする必要があるかと思います。

笹木慶之委員 そもそも論を先ほど申し上げましたが、我が国は法治国家なんです。国旗を掲げて、そして定めを持って国の運営をしていると。しかし、そこに出てくるのは市の条例なんです。ですから、その条例は、

また地方自治法の中で改めてその国の方向性を決めながら条例で決めると。そこが実は市議会の議場なんです。だから、条例主義をもって法治国家としてのことをきちんと整理しながらやるというのがこの議場の場だと思うんです。だから、先ほど申し上げました法治国家であり、それを重んじる市の方向性として、それを決めるのは議会であって、決める場所は議場であると。だから、やっぱり厳粛な場として受け止めて、そしてしっかり市民に対する答えを出していくという必要性があるんじゃないかなと。遠まわしに言いましたが、そういうことだと思います。

宮本政志委員長　また場所の話に戻りましたよ。

笹木慶之委員　いやいや、場所だって目的が一緒だからね。

宮本政志委員長　いやいや、笹木委員。議会として共通認識を持って、委員会、全員協議会に関しては服装が自由化されました。本会議に関しては正装でいきましょうという共通認識を持つための理由としたら——笹木委員が言われたことを共通認識として持っていこうとすれば、本会議場という場所にどうしてもこだわっておられる。でもそうなってくると、現在、議場で行っている委員会である一般会計予算決算常任委員会では、たとえば委員会であっても服装の自由化を認めるべきではないとなってしまうので、その辺りの共通認識が持てるようにもっと簡明に意見を述べてください。

笹木慶之委員　あくまで議場という場所ではなくて、議会が決定する案件ということで定めないと。あくまで委員会であることを委員会が決めたわけではないわけで、議決の手段という方向性がまだついているわけですから、それはそれとして受け止めざるを得ないと。だから、予算決算常任委員会はやっぱり委員会として受け止めざるを得ないということです。だから、服装の自由化については、委員会や予算決算常任委員会では自由で結構だということです。

宮本政志委員長　大井委員、何かございますか。

大井淳一郎委員　繰り返しになりますが、全員協議会でも親しみやすさの向上及び自由闊達な議論の促進という理由があるのに加えて、よく言われるのが多様性の尊重ということです。個人の服装の自由を尊重して、多様な価値観を受け入れるっていうところも挙げられるかと思います。そうした趣旨からすると、委員会において服装を自由化するという方向性があるかと思います。それが原則というか。ただ、例外的な位置づけとして、議会が最も重大な権限である議決権の行使の場にある本会議においては、服装は平服ということになるんです。議決だけで行くと一般質問はどうするんだろうなどとなりますが、本会議を例外的な位置づけという括りで行えばいいと思いました。

宮本政志委員長　伊場委員と大井委員はおっしゃっている内容が同じです。笹木委員も認識は同じなのかな。笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員　言い方は少し違うかもしれないけど、方向性は全く一緒です。

宮本政志委員長　今、伊場委員と大井委員が言われたことは一緒ですね。笹木委員も、言い方は少し違ったけど一緒ですと言われました。そもそも自由闊達な意見、それから市民との距離というところから服装の自由化は始まりました。委員会、全員協議会に関しては服装の自由化を推し進めると決めていいんじゃないかと。本会議に関してはどうしますかと。本会議に関しては、やはり議決という、議員にとって重責を担う場であるので、本会議に関しては服装の自由化をしない、つまり正装という形でいきましょうという意見が3会派から出ております。それを共通認識として全議員に知らせる必要がありますので、それでよろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 戸田市議会では、それに伴って服装に関する規定を削除したんですが、本市議会ではそのままという理解でよろしいですか。会議規則上で帽子などの規程があり。戸田市議会は全部取っ払っているんですよ。規定は維持するということでもいいですか。服装の自由化とはいえ、帽子は駄目ですよ。麦わら帽子などは駄目ですよ。将来、何かあるかもしれないので、そこは維持するということでもいいですか。

宮本政志委員長 大井委員、服装の自由化を今日議会運営委員会で決めるわけですから、それに伴って委員の中から規則や申し合わせ事項等に関して改正あるいは追加という意見が出るか、あるいは今のままで議運決定だけでいいのかという意見が出るかと思っていたんです。「どうされますか」ではなく、皆さんがどう思われるかなんです。

大井淳一郎委員 服装の自由化を推進はするけど、森山議員が先ほど言われたように、さきの議運決定事項では会議規則第152条に関する携行品の類いは従来どおりと決定しました。今回は試行期間を外すことでどうするかということについては、維持しておいたほうがいいと思います。平たく言えば、服装の自由化といっても、帽子やつえなどについては、病気などの事情がある場合は仕方ないですけど、そういう携行品は従来どおりという考えです。

伊場勇委員 大井委員が言われたことに同意します。

宮本政志委員長 笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 特にありません。

宮本政志委員長 特にありませんではなく、大井委員の意見に対していかがですか。

笹木慶之委員 先ほど言ったとおりですから、そのとおりで結構です。

宮本政志委員長 大井委員の御意見に対して、創政会の伊場委員は異議がないということです。笹木委員、大井委員の意見に異議はないということによろしいですね。

笹木慶之委員 そうです。

宮本政志委員長 事務局、この服装の自由化を今日正式に委員会で決めているわけですが、申し合わせ等も踏まえて、何か懸念事項はありますか。懸念事項があれば議会運営委員会で扱いますけど、別段ないですか。

岡田議会事務局議事係長 これまで議論いただきましたこと、そして、本日議論いただきましたことも含めて、今後の全員協議会等で議運決定事項として議員の皆様にお知らせすることになると思います。ですので、決定を皆様にお知らせするという点での懸念等は特にございませぬ。また、委員長がおっしゃいましたように、今後、懸念が出てきたり、このたびの決定を申し合わせ事項に盛り込むといった議論が生じたりした場合には、またそういった対応も必要になると思いますが、現状の懸念としては特段ございませぬ。

宮本政志委員長 今、事務局の見解をお聞きしました。付議事項1点目、服装の自由化については、先ほど大井委員からも規程や規則に関して御意見が出て、それについても議論は終わりました。服装の自由化については以上でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、2点目に入りましょう。議会運営に関する陳情書についてです。これは昨年8月に出ている陳情書でございまして、この陳情書については、もう各会派で議論され、精査され終わっていると思います。この陳情書の願意についてもそれぞれの会派で議論していらっしゃると思います。回答する必要がありますので、各会派で御意見等がございましたら挙手にてお願い

いたします。では、陳情書の１番についての御意見を頂きましょう。

大井淳一郎委員 この陳情書の１番については、はっきりとは覚えていないですが、議事録は残さないけどその概要や概要——どこまでが概要かというところはあるんですが、どこの市が来て、どういった項目について、主な質疑はこんなものがあつたぐらいは残すという認識です。議事録ではなくて概要を残すということです。ただ、どういったものを残すかというルールというか、取決めをしようというところで終わっていたんじゃないですか。何か規程を設けるなどではなかったかな。違いましたか。すみません。何か月か前の話ではっきり覚えていません。

宮本政志委員長 事務局、視察に関しては、こちらの陳情書にあるように、議事録は残していなかったですね。

岡田議会事務局議事係長 委員長がおっしゃるとおり、議事録等は残しておりません。

宮本政志委員長 そうですね。例えば、他市から視察に来られて、どういった内容の視察に来られるということに関しては公開していると思うんです。事務局、どうですか。

岡田議会事務局議事係長 現状としましては、前回までの議会運営委員会で議論されていたような、相手方との質疑応答を公開するといったことは全く行っておりません。現状としては、ホームページ上にて、どこの市議会から、どういった内容で視察に来られたのかということ、そして、その視察風景の写真をホームページで公開しております。

宮本政志委員長 視察に関して、委員の皆さんはホームページ等で確認してもらいと思うので、現状を踏まえた上で、陳情書の１は、一定のルールを定めた上で、議事録もしくは概要を記録として残したらどうかと

ということです。現状を踏まえた上で、各会派としてどのような意見が集約されたか、お聞きしたいです。

伊場勇委員 現在、視察を受け入れた場合、視察日、自治体名や委員会、会派、そして視察内容、説明した担当課または担当委員会について公開しているところがございます。陳情書の理由は、議事録もしくはその概略はとても貴重な資料となると。過去のことを遡って見るができるということは大切なことではないかということでした。視察に来られたときに本市議会が何を発信したかという情報が貴重な資料となるか、ならないかといえば、貴重な資料となると思います。しかしながら、現在、視察対応は議員、事務局が複数人で対応しておりまして、過去の事例や現在に至るまでの経過や経緯に基づいて対応しています。もちろん間違っただことは言っていないということが大前提でございます。問題の一つ目は、視察に来られた方に対してその資料を残すことの了解が必要となるのではないかということだと思います。それについては、公務で来られた場合と公務ではない形で来られた場合、例えば会派視察なども考慮する必要があるかと思います。二つ目は、貴重な資料として残す内容についてですが、実際のところはざくばらんに意見交換をするわけです。まだ不確定な要素なども題材にして話すことが実際にある中で、その内容をどこまで残すのかという線引きがなかなか難しいと考えます。三つ目は、受入れ時、議事録とかその概要とかの了承を得ることが視察の受入れ時の条件になるとも考えられます。相手先にもこれは来られるときには来られることが決まる前にきちんと伝えないといけないことだと思います。そうすると、視察先として選ばれる上での抑止になるのではないかと考えられるということです。貴重な資料となる一方で、今述べた3点の懸念事項があると思います。今の状況を鑑みて会派の中でもいろいろ話しました。事前に質問事項が来て、それに基づいて、視察当日にお答えしたりするんですけど、それぐらいならいいじゃないかという意見もあったんですけど、その視察に来られる際に頂く質問が詳細でなかなか答えにくいものがあるとか、物すごく量があってこれを全部載せる

のかという話にもなりますし、その線引きがなかなか難しいなと思うと、今の受入れ状況の記載のままで問題ないんじゃないのかな。問題ないといえますか、今の受入れ状況の記載のままだが今のところふさわしいのではないかという考えに至っています。

宮本政志委員長 一つ目は、公務かどうかに関わってくるので相手の了承が得にくい。二つ目は、議事録として全てを残すと議論が深くないのではないかということです。三つ目は、そういったことをしてしまうと視察に来られる件数が減ってしまうということでした。公務かどうかということに関してもう少し簡明に分かりやすく説明してください。公務という言葉が出たので、その辺りをどのように問題提起されたいのか、お聞きします。

伊場勇委員 公務ということとなれば、議員派遣して本市議会に来られるんだと思います。それについては、もちろん議会によっては差があるかもしれませんが、内容は来られた議会が戻られて報告されていたり……

宮本政志委員長 今の論点でいくと（発言する者あり）論点整理したら休憩に入りますか。今の伊場委員の意見で行くと、相手方とこちら側はきちんと整理しないといけないよね。まず、相手方は全て公務で来るのか、あるいは公務外で来る場合があるのか。それぞれに対して、本市議会として視察対応は公務であるのか、こういった場合は公務でない場合があるのかという論点をまず整理していかないといけない。一概に公務ということ的前提に言ってもいけないので。今から休憩に入りますので、伊場委員、整理して再開後に分かりやすく問題提起の説明をしていただけたらと思います。暫時休憩します。

午前 10 時 30 分 休憩

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。議会運営に関する陳情書についてです。先ほど、伊場委員から公務を前提とした御意見も出ました。公務の点、議論が深くない点、視察に来られる件数が減るという点も踏まえて、伊場委員から御意見等がありました。伊場委員、説明の続きをお願いします。

伊場勇委員 まず、視察に来られる方やこちら側の公務かどうかという位置づけについて、来られる方は、公務の場合としては委員会として来られる場合で、公務ではない場合として会派や個人で来られる場合であろうかと思います。受け入れる私たちの側としては、公務として出ているわけではなくて、担当委員会の主に委員長が対応されていると思います。また、今までの経緯を勘違いしておりました。今までの議論の中では、概要はつくるべきではないかということで、どの程度というところを今後議論しましょうということでした。申し訳ございませんでした。概要をどのようにつくるのかというところですが、今、視察内容は大項目だけを記載しているところですので、その中で協議をした小項目を幾つか掲示する程度でよろしいのではないかと思います。その中でどのような答弁をしたかというところまでは必要なく、内容にもよって小項目が 5 個になるか 10 個になるかわかりませんが、協議した小項目を掲示する程度でよろしいんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 創政会としては、議事録ではなくてその概要ですね。その概要とは、事前にこういったことで視察に行きますから話を聞かせてくださいということが相手から通知されますね。そこまでを概要としてというのが創政会の意見で、記録をしっかりと残しましょうよということですね。その質問項目に対する答弁と回答は要らないということですね。記録を残す必要はないと。

岡田議会事務局議事係長 議論の途中で申し訳ございません。私が休憩前に申したことの修正をさせていただいてもよろしいでしょうか。

宮本政志委員長 どうぞ。

岡田議会事務局議事係長 先ほど、視察の受入れについて、ホームページで何が掲載されているかをお答えしました。その中で、視察にいらっしゃった方のお写真を掲載していると言いましたが、これは本市議会が他市議会等を視察した場合には写真を掲載しているんですが、本市議会が受け入れたときには写真は掲載しておりませんでしたので、その点が間違っておりました。申し訳ございませんでした。

宮本政志委員長 僕も気づいてあげればよかったですね。では、先ほどの創政会の伊場委員の意見を踏まえて、ほかの委員の方から御意見はございませんか。

笹木慶之委員 先ほどお話ししましたように、相手方から要請があつて、その概要に基づいて議論をしたということになりますと、当然それに対する多少の問題が動く可能性があります。それについては、すぐ次の要望に対する問題が出てくる可能性がありますから、それはそれとして受け止める必要があるかもしれませんが、しかしあくまでそれは概要として受け止めて、そして取りまとめをします。このようなことがありましたというぐらいの報告を含めた概要にすべきではないかなと。それ以上のことは、やはり相手方もあることですから大変難しい問題と思います。だから、我々の考え方はそういう方向性でいいのではないかなと受け止めております。

宮本政志委員長 そうすると笹木委員、これぐらいのことがありましたということ概要として残すと。これぐらいのことというのは、例えばどうい

うことですか。もう少し詳細を言ってもらわないと分かりません。

笹木慶之委員 個別のことはなかなか申し上げられませんが、だからそれはそれとして必要に応じてという意味合いです。それについてのそれなりの回答をしておかないとそこで終止符は打てないということです。だから、今のような形でこういう視察の要請があり、それに対してこのような質疑がありましたから、このように取り計らいますということぐらいしかないと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、よく分からないです。例えば政治倫理条例について、山陽小野田市議会に視察に行きたいと申出があったとします。政治倫理条例について五つ聞きたいという質問項目が来たとします。伊場委員は、その五つのことを概要として記録に残せばいいと言っているんですよ。笹木委員の意見は、僕の解釈が間違っているかもしれませんが、何か議事録のように受け止められたんですよ。こういうことを聞かれたからこういう回答をしたと。議事録として、全てを記録として残したほうがいいということですか。もう少し分かりやすくお願いします。

笹木慶之委員 全てという意味合いではなくて、先ほどあったように大きな項目で入ってきたときに……

宮本政志委員長 大きな項目というのは、例えば政治倫理条例についての視察というのが大きな項目ですね。

笹木慶之委員 それに対して附帯的なものがあつたかもしれないし、そこで取り上げていきなりどうこうということにならないかもしれないが、もしそういったことがあれば、それは継続して少し細かいものについてこういう要請があつた、あるいはこういう聞き取りがあつたということぐらいのつながりが返ってこないと分からないかもしれない。だから、必要であればそういう対応しますが、必要でなければやっぱりできないだろう

と思います。だから、あまり細かい議事録をつくるという意味ではなく、
こういう質問に対してこういう回答をしたということぐらいしかないと
思いますね。もちろん、細かいものが少し出てくればそれはそれとして
要りますが、不必要であればそれは無理だと思います。

宮本政志委員長 ちょっとよく分らないです。細かいものとは、何をもって
細かいのか。また、必要である、必要でないという線引きはどうなんだ
というところも全く分らない。抽象的じゃなくて、伊場委員のように
具体的に言っていたきたいです。

笹木慶之委員 こちらが判断するわけじゃない。相手方の問題です。だから、
このような要請があったことはもちろんこちらで判断しますが、それ
に対してそういうことがあったのかという細かい問題については少し中身
にも入ってこういう質問がありましたということを付け加えることが必
要ではないかなと思います。

宮本政志委員長 みらい21の御意見はございますか。

大井淳一郎委員 どこまでの概要を載せるかということですが、今、ホームペ
ージに載っているのはあくまでも大きな項目だけです。私も結構受入れ
をするほうなので分かるんですが、質問事項が送られてきます。質問事
項はかなり詳細な場合もあるんですけども、その中には、大項目の下
にある小項目的なものがあります。伊場委員も言われたんですが、そう
いったところを載せて視察の内容を明らかにする必要はあると思ってい
ます。ただ、それを超えて全ての会議の内容を議事録として残すのはど
うかと思います。なぜかというと、質問事項以外のことも結構あるん
ですよ。というのは、視察受入れという意味合いがあると同時に、お互い
の議会の意見交換の場でもあるので、視察項目以外の意見交換も含めて
議事録として残すのはどうかと思いました。それは本題とは外れると思
うので、基本的には創政会の伊場委員が言われるような形で、小項目ま

で残すという形がいいと思います。

宮本政志委員長　大井委員も創政会の伊場委員と同じで、小項目までは概要として残すけども、その小項目に対してどういう回答をしたかというところは別に残す必要がないということによろしいですか。

大井淳一郎委員　本当は説明と主な質疑応答を残すほうがいいと思ったけど、結局何が「主」なのかという判断基準がなかなか難しく、また、相手がそれを残すことを望むのかどうかを確認するのも煩雑でしょうから、そこは難しいというのがあります。これについて説明したぐらいでいいと思います。

宮本政志委員長　笹木委員、大井委員と伊場委員は同じことを言われているんですよ。簡単に言うと、大項目1として政治倫理条例について、小項目で政治倫理条例についての（１）、（２）、（３）、（４）、（５）についてお聞きしたいということであれば、そこまでを「こういったことで視察に来られました」という概要として記録に残せばいいということです。創政会の伊場委員とみらい21の大井委員の意見は同じです。それについて笹木委員の意見はどうなのか。違うのであれば、どこがどう違うのか、詳細に説明してください。

笹木慶之委員　先ほども申し上げたように、あくまでそのような質問があったことについての事実の問題ですね。返事がどうこうということではないと思う。相手方があることですから。だから、大きな項目について質問がありました。これに関連してこのようなことがありましたということだけです。だから、それに対しては、ああするこうするというものではないし、相手方もあることですから、このような質問がありましたという記述にとどめるということです。

宮本政志委員長　伊場委員、大井委員と同じということですね。

笹木慶之委員　そういうことです。

宮本政志委員長　皆様、それでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、議事録ではなく、3会派が言われた内容の概要を記録として残しましょうと。これについてのルールが必要かどうか、御意見をお聞きます。

伊場勇委員　ルールといいますか、要綱等がないと思うので、設置されたほうがよろしいかと思います。

宮本政志委員長　その中に視察報告書の様式とそのつくりますよということも踏まえた上で、要綱を定めるという解釈でいいのかな。

伊場勇委員　おっしゃるとおりです。

宮本政志委員長　大井委員、今の伊場委員の意見についてはどうですか。

大井淳一郎委員　先進地の行政視察受入れに関する要綱では、事務分担とか申請書の様式とか、それに対して決定通知を出すこと、視察費の徴収、視察報告、視察終了後視察の内容等を公表するものとするといった形で定めているところがあります。ただし、そこは令和7年4月1日から施行されているので、それ以降に視察の内容等がどんな形で公表されているのかという確認は取れませんでした。ただ、こういった形で行政視察受入れに関する要綱を定めているところはあると認識しているので、これに準じて要綱をつくることはやぶさかではないと考えます。

宮本政志委員長　伊場委員と大井委員は同じです。笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員　そういったルール化をすること自体は必要ではないかと思いま

す。細かい部分までがまだ分からないところがあります。

伊場勇委員 視察を受け入れるに当たって、視察費を取っている市議会もあるかと思うんですけど、視察を受け入れるに当たって、本市議会にかかっている経費には何があるのかを参考までにお聞きしていいですか。

宮本政志委員長 陳情書の回答作成のために必要ですか。

伊場勇委員 要綱という話になれば、関係してくるところもあると思います。参考までに聞きたかったんですけど、どうでしょうか。

宮本政志委員長 伊場委員は、費用に関しても要綱に定めたほうがいいということですか。（「そこまでは」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 視察受入れ要綱があるところの視察費等の徴収というのは、視察をするに当たって施設使用料が発生した場合に実費を取ることです。伊場委員が言われたのは、視察先として人気があるところは、もう受け入れられないから有料にして視察費を取ると。幾ら取っているか分からないですというところもあれば、宿泊や食事を条件として視察を受けるとか、そういった取決めをしているところは幾つかあります。しかし、これは陳情者の意図とは違う話です。

宮本政志委員長 冒頭に言ったように、陳情者は、議事録あるいはその概要を本市議会の財産として残していくべきではないかというところなので、視察受入れに対する費用を頂くとか頂かないとかっていうルール決めはこの陳情書とは外れてしまいます。ただ、3会派の皆さんがおっしゃるのは、要綱等に関しては定めていくほうがいいという御意見だと思います。これに関しては議長にも御相談しますが、私と事務局のほうで、概要の内容はここまでということも3会派から意見がございましたので、それをもとに要綱案をつくって、皆さんにお知らせしましょう。概要の

記録、それに伴う要綱等のルールづくりをもって回答をどうしていくかということを経後の議運の中でやっいていこうと思ひますが、私のほうで案を提示するということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）視察に関する要綱案を一旦出しますので、それに伴って伊場委員が言うように費用の関係などいろいろあれば、それはまたこの陳情書の回答と別で、要綱の中身に関しては議会運営委員会で決めることなので、またそのときに議論に入っていきましょう。私が案を作成しましょう。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、陳情書の2点目です。2点目に關しましては、これは一番下に書いてありますよね。内容の再考と回数の見直しを求めますというところを出ております。これも、議事録等も踏まえて各会派で精査しておられると思うので、御意見はございますか。

伊場勇委員 議員研修の内容についての再考と開催回数の見直しというところでございますが、基本的な考え方を学ぶ研修会があってもよいのではないのでしょうかということです。先日、議会アドバイザーの江藤先生に来ていただきました。これは議長から基本となるところの研修をしていたきたいという要請があり、江藤先生には基本的なところを研修していただいたところです。そういった研修も本市議会ではやっいてるところです。そして、議員個人の問題と議員研修会の題材の選択の境界線はどこにあるのでしょうかというところですが、それぞれ別の問題であると認識しておりますし、研修は必要に応じて臨機応変に市議会の運営の向上を目指してやっいていくべきと思ひています。それについては、アドバイザーの御意向だったり得意分野だったりも考慮しながら、もちろん議長の意向もあつたり、この議会運営委員会で必要なものを必要な時期、回数で行っていくというところが必要になろうかと思ひます。なので、回数の見直しと申しますか、その都度必要なところを行っべきだという考えでございます。

宮本政志委員長 ほかに御意見はございますか。議員研修会の題材については、

県の議長会からこういったことで研修云々、あるいはアドバイザーの方からこうとか、議員の中からはいろいろ要望があってこうとかっていうことがあったとして、最終的には、事務局が議長と相談されてこういった内容で行うという前提かな。

岡田議会事務局議事係長 本市議会主催の研修につきましては、委員長がおっしゃるとおりです。本市議会以外の団体が主催する研修につきましては、受け持ちの市議会事務局を通してこういった研修内容と決まった状態で下りてくる形になります。

中村議会事務局次長 本市が主催する場合は、内容を決めるのは議会運営委員会ではないんですか。事務局と議長がというよりは、議会運営委員会で決めていただいた後の調整等はあるかと思いますが、主体としては議会運営委員会が決めていただくものかなと思います。事務局が主導というわけではないと思います。

宮本政志委員長 議長が全く必要と思われていないものを議会運営委員会ではやらないですけどね。今、伊場委員から意見が出ていますが、みらい21と至誠一心会からはありますか。

大井淳一郎委員 私も研修でいろいろ題材を選んだことがあるんですけども、こういった御指摘を踏まえて、1年生議員もベテランの議員も原点に立ち返る意味でもこういった基本的な研修はこれからも組み入れていかなくてはいけないというのは御指摘のとおりだと思っております。この辺の詳細については、議会アドバイザー等々とお話をする中で調整していくのかなと考えています。

笹木慶之委員 議員研修会というのは、公務として受け止めていいんですよね。

宮本政志委員長 議員派遣していますね。

笹木慶之委員 確認しておきますけど。議員研修会は公務でいいですね。

宮本政志委員長 公務扱いでいいですかって、だから議員派遣しているんですよ。（発言する者あり）笹木委員、事務局への確認はよろしいですか。

（発言する者あり）笹木委員、いいですか。それは陳情書の内容と違います。議員派遣云々、公務云々とかじゃなくて、陳情書の2番の願意はもう御理解してらっしゃると思いますが（「それは分かるんだけど」と呼ぶ者あり）伊場委員と大井委員はそれぞれの意見を言われています。伊場委員と大井委員の意見も当然踏まえた上で、至誠一心会としての意見をお願いします。

笹木慶之委員 それは置いておきましょう。ここの議員研修会だけでなくという基本的な考え方を云々ということではありますが、議員研修会は議員研修会ですが、議員個人の問題という意味合いが実は書いてあるんですよ。あくまで個人的な問題については個人の問題であって、議員研修会の選択との境界線についてはどこにあるかという非常に曖昧な点があることも事実です。ですが、私たちは思っているのは、あくまで議員個人の問題として受け止めざるを得ないと。それ以外のものについては、議員研修会として受け止めてやはり対応すべきだと思っております。だから、それ以上の説明がなかなか難しいと思いますが、そのような考え方であくまで個人の研修として、会派としてもしっかり受け止めていきたいということです。

宮本政志委員長 議員研修会の内容についての再考と開催回数の見直しの二つが論点になってきますけど、委員の皆さんは議員研修会の内容についての再考が必要だとお考えですか。

伊場勇委員 今のところは必要ないかと考えます。

宮本政志委員長 大井委員はどうか。

大井淳一郎委員 内容の見直しというか、先ほど言ったことと関連すると、私はともかくとして、ベテランの議員からすると今さらのことと思われるようなものでもボトムアップを図る意味で、特に新人が入ってきた直後の議会基本条例に関する研修をしますけども、それとの連動で基本的な研修は入れていくべきと思っています。

宮本政志委員長 笹木委員、いかがですか。議員研修会の内容について再考する必要性についてはどうお考えですか。

笹木慶之委員 私のほうもやっぱりいろいろな状況が動いてきますので、その内容によれば、議会の議員としての研修が必要なものが出てくるかと思っています。だから、基本的な問題もあるだろうし、それからやはりレベルの高いものがあるだろうし、いろいろなことがあります、それはそれとして必要に応じて議会活動としての研修が必要であろうと思います。

宮本政志委員長 開催回数の見直しというか、開催回数の充実も含めて、それはどのようにお考えですか。

大井淳一郎委員 回数になると結局予算が絡むので限界があると思っているんです。予算を増やしてやるのかということがあるので、ここは急に回数を増やすというのは難しいのかなと思うんですよね。だから内容の話をさせていただいたところがあります。大体、2回分ぐらいしか予算がないんじゃないかな。増やせというのが陳情者の意見かもしれませんが、なかなかこれも簡単ではないので、一義的には、開催回数の見直しは難しいと思います。外部から呼ぶ場合はですね。

伊場勇委員 もちろんこの陳情書の中の、議会は合議制であり、多数決により物事を決めるから、よりそれぞれの能力や知見を広めるというのはもう

間違いなく必要なことであって、まだまだ足りないところ、この陳情者の裏側にはあろうかと受け取っています。もちろん研修会が必要です。そのやり方も、例えば外部から人を呼ぶともちろんお金がかかるんですけども、違うやり方の研修会は工夫すればできると思うので、それについては臨機応変にもっと柔軟にやる必要があるというのは、この陳情をもってまた再認識しましたし、必要性も非常に感じているところでございます。

宮本政志委員長 説明書を読むと、議員が自分でしないといけないことがよく分かってなくて、事務局任せにして事務局の負担も大きく増えている可能性もあると。だから、議員個人として自分がどこまでやるべきかというの理解ができるような研修も必要じゃないかという受け止め方もできるわけですよ。それに当たっては、大井委員が言うように今度予算の関係も出てくるけど、そういったことも踏まえて、大体皆さんの御意見が分かりましたし、今、予算の関係もありますので、この説明書に重要なことが書いてありますから、現在どうなのか、事務局にも確認しないといけません。そういったことも踏まえた上で、一度私のほうからまた皆さんにまとめを提示しましょう。あくまで回数とか内容とかだけではなくて、そもそも議員が自分でしないといけないことを事務局にいろいろなことをさせている可能性がある。その線引きが分かっていない可能性もある。そういったことも分かるための研修というかな。そういったことも踏まえた上での陳情書と受け止めています。これはまた皆さんに回答案というよりも、今こうですよっていう回答案を作成するためのまとめを1回提示しましょう。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

しっかり各会派で、あまり議運で物事を決めていくときに抽象的なものがどんどん出ても議論が進みませんので、きちんと論拠と詳細を議論の中に交えていただけたらと思います。付議事項2点目、議会運営に関する陳情書についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

笹木委員、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項3点目に入りましょう。委員の皆さん、その他で何かございますか。（「な

し」と呼ぶ者あり）事務局、その他はないですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。

高松秀樹議長 私から諮問したいことがあります。資料を提出しますので、休憩をお願いします。

宮本政志委員長 それでは、暫時休憩します。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほど、議長から議会運営委員会に諮問されたい旨の発言がございました。それに関する資料がタブレットに入っています。皆さん、目を通されましたね。（うなずく者あり）こちらは山陽小野田市日本共産党市議会議員団の兩名から出されております「「山口県 山陽小野田市議会名」で発信される個人アカウントのユーチューブチャンネルについて」です。これについて諮問を受けております。今後の運営について、委員の皆さん、御意見がございましたらお聞きしたいです。議長、そのまま議会運営委員会に諮問ということよろしいですか。

高松秀樹議長 お手元の文書は、7月14日付で山陽小野田市日本共産党市議会議員団団長の中島好人議員、そして山田伸幸議員から議長宛てに提出されたものです。内容についてよく精査していただいて、議会運営委員会の中で結論を出していただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、議長から諮問された内容の説明がございました。これについて各会派に持ち帰っていただいて、しっかり議論ができるように精査していただきたいと思います。

伊場勇委員 「もしこのままであれば、本市議会が世界から笑われる存在になってしまいます」という記載があります。願意を確認する必要があると思いますので、山陽小野田市日本共産党市議会議員団の団長、中島好人議員を参考人として呼び出すことが必要であると考えます。

宮本政志委員長 伊場委員から参考人として、団長の中島好人議員を……両方という意図ですか。

伊場勇委員 市議団の責任者は団長の中島好人議員だと思いますけれども、連名で出されています。まず、市議団団長の中島議員に対して市議団から詳しい願意について説明していただきたいという旨を議運から打診する必要があるかと思います。その中で、例えばお2人で来られるのであれば、それは市議団の考えることと考えます。

宮本政志委員長 内容にはもう目を通されたと思います。私も先ほどゆっくり目を通しましたが、やはりこの内容は問題がありますね。事実であればゆゆしきことだと委員長として思っております。今、伊場委員からは、参考人として市議団団長の中島好人議員をお呼びしたらどうかという御意見が出ておりますが、それについて、委員の皆さんの御意見をお伺いしてよろしいですか。

大井淳一郎委員 セオリーどおり、呼んで願意を聞くべきだと思います。

宮本政志委員長 これは非常に重要な内容であり、参考人招致が必要だと伊場委員も大井委員もおっしゃりました。まず、団長の中島好人議員を参考人として呼び、その後はどのようにお考えですか。これは相手方がいらっしゃいますよね。相手方に関して御意見というのはお聞きする必要があるとお考えなのかどうかも含めて、どうですか。

伊場勇委員　まずは市議団の願意がどこまでどうなのかを確認すべきだと思います。

宮本政志委員長　そこはまたの話で、私が聞きたいのは、団長の中島議員を参考人として呼び出すに当たって、相手方をお呼びしてということは、参考人として御意見をお聞きする必要をどう考えますかということです。

伊場勇委員　相手方のお考えもあるかと思いますので、その方の意見もぜひ参考にしたいと思います。

宮本政志委員長　我々は議会ですから、やはり公正公平に、そして正しい物事的前提で議論を進めていくと。先ほど議長が諮問をして、議会運営委員会の結論を出すということで、結論を出すに当たっては新しい情報とやはり中立、公平公正の立場からの意味で伊場委員にどういうふうにお考えですかとお聞きしました。伊場委員からは相手方のほうも踏まえて参考人をお呼びしたらどうかという御意見ですが、ほかの委員の方はどうですか。

大井淳一郎委員　前提として、黒塗りで個人名が隠されているので、この方の意向も含めての話だと思います。

宮本政志委員長　おっしゃるとおりですね。そうしますと、参考人招致の場合は、日時とどなたかということセットを決めないといけません。参考人招致に関して確認を取る必要がありますので、休憩を入れます。事務局、黒塗りになっておりますので、相手方に関することが資料の中で非常に重要になってきますよね。ですから、この相手方に関しての参考人招致の確認が事務局のほうでというのは非常に難しいような気がするんです。これは委員長として私がしたほうがいいかな。事務局の見解をお聞きしていいですか。今、参考人招致について、個人情報などいろいろな難しい問題がございますので、一旦ここで暫時休憩入りましょう

か。暫時休憩します。

午後 0 時 3 分 休憩

午後 0 時 1 5 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。参考人の出席要求について先ほどから議論が続いております。事務局から何かありますか。

岡田議会事務局議事係長 この休憩時間中に、山陽小野田市日本共産党市議会議員団の団長、中島好人議員にお電話をいたしまして、7月25日の午前9時から参考人として御出席頂ける旨の内諾を得ましたので御報告いたします。

宮本政志委員長 岡田係長から中島好人議員に確認を取っていただいた旨の説明がございました。迅速な対応をありがとうございます。それでは、今、この山口県山陽小野田市議会名で発信される個人アカウントのユーチューブチャンネルについての審査をしておりますが、参考人出席要求について皆さんにお諮りいたします。本件について、中島好人議員を参考人として本委員会に出席を求め、意見をお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように決定いたしました。参考人を本委員会にお呼びする日時について、もう一度言います。令和7年7月25日金曜日の午前9時からということですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように決定いたしました。それから、先ほど伊場委員から御意見がございました、相手方に対しても参考人でお呼びして御意見をお聞きするべきではないかということで、先ほどこの相手方で類推をされます方に私から連絡を取りました。御本人の承諾を得ました。「参考人招致に当たって、私の名前を中継の場でどうぞ出されてください。大丈夫です」ということで了解を得ました。こちらの方の参考人招致についても、皆様にお聞きしてい

こうと思います。山口県山陽小野田市議会名で発信される個人アカウントのユーチューブチャンネルについてですが、当該文書の中にある氏名が掲載されている樋口晋也氏を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りいたします。樋口晋也氏を参考人として本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのように決定いたしました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時についてですが、先ほど言いました中島議員と同じく、令和7年7月25日金曜日、日にちは同じですが、中島議員が午前9時からでございます。樋口晋也さんは午前10時からという御希望もございました。そして、その前の中島議員の参考人招致が少しずれても、つまり10時から少し時間が後にずれたとしても構わないという御了解も得ております。原則としては、7月25日金曜日午前10時からということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それに併せて対面形式を御希望されておりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、先ほど議長から諮問がございました件については、7月25日の金曜日9時と10時に参考人招致が決定いたしました。そのほか、議長からの諮問について確認事項や御意見等はございますか。別段ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）参考人の方にお聞きされたいことを会派でしっかりまとめておいていただけたらと思います。それでは、本日の第55回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時22分 散会

令和7年（2025年）7月18日

議会運営委員長 宮 本 政 志